二巡目の検討の進め方

(本資料)

- 1 親子関係に関する基礎的な規律の在り方
- 2 子の養育の観点から見た親権者、監護者及びそれら以外 の親の関係の整理
- 3 子の監護について必要な事項の定めに関する実体的な規 律

(資料13予定)

- 4 子の監護について必要な事項の定めに関する手続的な規律
- 5 父母の離婚後における子に関する事項の決定についての 規律

(資料14予定)

- 6 養子制度
- 7 子の氏の変更に関する規律
- 8 財産分与制度
- ※ 飽くまでも、現時点での想定であり、二巡目の議論の推移によっては十分変わり得るものである。
 - ※ 便宜上「親権」及び「親権者」の語を用いているが、これらの法的 概念の在り方や用語の見直しも検討される予定である。

法制審議会・家族法制部会の進め方

第1回(3月30日) 自己紹介, フリートーク

第2回(4月27日) 実態ヒアリング①

《一巡目の検討》

第3回(5月25日) 実態ヒアリング②

養育費の検討①. 面会交流の検討①

第4回(6月22日) ヒアリングを踏まえた総論的議論

今後の検討の進め方に関する意見交換

養育費の検討②, 面会交流の検討②

第5回(7月27日) (養育費の検討③, 面会交流の検討③)

海外法制等に関する専門家ヒアリング 等

第6回(8月31日)

第7回(9月21日)

第8回(10月19日)

第9回(11月16日)

第 10 回(12 月 14 日)

離婚後の子の養育に関する問題の検討

子の意思・意見の考慮に関する問題の検討

離婚制度以外の関連する問題の検討

未成年養子制度の検討

財産分与制度の検討

等を順に実施

《二巡目の検討》

第 11 回(令和 4 年 1 月) ~ 一巡目の検討の整理,二巡目の検討の開始

※その後、中間試案の作成→パブリック・コメントの実施→要綱案の取りまとめ、 の順に進められるのが通例。